

港区区民まつり委託業者審査評価基準

評価項目		評価ポイント	配点
業務実施面	①業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・運営及び設営に必要な人員等の組織的な体制が整い、実施に向けた現実的な提案となっているか。 ・委託者の要望に迅速・柔軟に対応し、進行管理を適切に遂行できる体制となっているか。 	20
	②業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務と類似した業務の実績がどの程度あるか。実績の内容や成果は本業務にふさわしいものか。 	10
企画提案面	③提案内容の的確性	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の仕様書で定める委託業務内容に記載の各項目と整合しているか。 	10
	④会場演出	<ul style="list-style-type: none"> ・会場全体の一体感のある演出がなされているか（音・視覚・空間等） ・来場者の回遊を促す工夫があるか。 ・快適性向上のための工夫がされているか（導線・音環境等）。 	20
	⑤ステージ	<ul style="list-style-type: none"> ・ステージの視認性や魅力向上がなされているか（装飾、演出等） 	20
	⑥子ども向けコンテンツ	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの子どもが楽しむことができるものとなっているか。 ・来たい・立ち寄りたいと思えるような内容となっているか。 ・会場内を盛り上げ賑わいを生むものとなっているか。 	20
合計点			100

<付与する点数の基準>

区分		特に優れている	優れている	普通	やや不十分	不十分
配点	20点	20点	16点	12点	8点	4点
	10点	10点	8点	6点	4点	2点

<順位の決定方法>

- 1 役員1名あたり100点満点で、参加した各役員の点数を合計し、合計点が最も高い者を契約候補者とする。なお、各役員の合計点で6割の点数を最低基準点とし、それ以上の点数を得た業者の中から契約候補者を選定する。また、提案者が1者であっても、本選考は成立するものとする。
- 2 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次の順位の者を新たな契約候補者とする。
- 3 点数の合計が同点になった場合には、次の方法により順位を決定する。
 - (1) 評価項目④⑤⑥の合計が高いものを上位とする。
 - (2) (1)も同点の場合は、再度各役員から意見を聞き、会長が決定する。